

『地方議員年金に対する意見書』を巡る経緯等の説明と見解

大阪維新の会大阪府議会議員団

12月20日に、府議会に上程され、採決された「地方議員年金に対する意見書案」の真相について、ご説明いたします。

「地方議員年金に対する意見書」は、維新提出案と自民提出案の2案ありました。違いは明確です。「国民負担が増えたとしても議員を優遇する議員年金はやむなし」を是とするか非とするかです。勿論、維新は非とする（断固反対）という意見です。

維新案は「かつて存在した議員年金制度の復活にはもちろん反対ですし、政府与党内で検討されている厚生年金に加入するという新たな議員年金制度にも断固反対する」ということを求める内容です。

一方、自民案は「かつて存在した議員年金制度の復活には反対だが、政府与党内で検討されている厚生年金に加入するという新たな議員年金制度には反対せず、慎重に議論し検討する」ということを求める内容です。

厚生年金に加入する新たな議員年金制度が創設されてしまうと、自治体による公費負担、つまり国民の皆さんの税負担が年間で総額170億円にもなると言われており、大阪府議会だけでも年間1億5千万円となると言われています。

このような国民負担が増える議員年金制度の創設について「検討」してください、とする意見書案に賛成したのが、自民会派、公明会派、共産会派、民進会派です。一方、「断固反対」します、とする意見書案に賛成したのが、維新会派と保守系会派です。

採決結果としては、残念ながら、自民提出案が府議会の意見書として可決されてしまいました。

読売新聞の記事では、あたかも、維新は議員年金制度の復活に反対せず、自民・公明が反対したかのような内容となっていますが、真相は全くの逆です！ 維新は断固反対、自民・公明・共産・民進は反対せず、というものです。

また、記事の最後の方に書かれている「大阪維新の会は『国民の判断を仰ぐべきで、議員のみで決めるものではない』との真意は、議員が選挙で有権者の皆さんに、国民負担が増える新たな議員年金制度の創設について問うことなく、議員だけの議論で決めるべきではない、せめて、次の選挙でその是非を問うべきだ、という主張です。

大阪維新の会府議団は、毎定例会の閉会后すぐに、報道関係の皆さんとの記者懇談・意見交換会を設け、記者の皆さんからの様々な質問にお答えしております。

20日の府議会の閉会時間は、夜10時頃になりましたが、その直後より記者懇談・意見交換会を開き、鈴木幹事長、中司政調会長らが出席のもと、夜11時頃まで、記者の皆さんからの質問にお答えし、今定例会の議案の審議や経緯についてお答えいたしました。

当然ながら、「地方議員年金に対する意見書」についても、2つの案の相違や本会議の再会時間が大幅に遅れた経緯について、お答えしました。

それにも関わらず、真相が伝えられていない報道には遺憾です。読売新聞の21日朝刊の記事では、府民の皆さんに誤解を与えてしまいます。読売新聞社に対し、今後は正確性・公平性を担保した記事をお書きいただくよう、強く申し入れます。

皆さんは、厚生年金に加入する新たな議員年金制度案について、どのように思われるでしょうか？ 賛成でしょうか？ 反対でしょうか？

大阪維新の会は、議員だけが優遇される国民負担を伴う新たな地方議員年金制度に断固反対です！！

※ 意見書とは、国政に対し、その議会の意見として、国に提出する文書の事です。

H29. 9月定例会 議員年金復活に関する意見書案の相違について

一見、現在進んでいる議員年金議論(厚生年金加入)に反対しているような体を見せかけて、国民の税金をつぎ込む議員年金復活にまったく反対していない。府民をあざむく自民党のやり方

大阪維新の会

税金負担について「断固反対」

(大阪維新の会)

新たな国民負担に伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書(案)

地方議会議員の年金制度については、平成23年6月に廃止されたが、廃止法案審議における衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年程度を目的に、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされた。

この附帯決議を受け、国において、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材の確保にもつながっていく、ひとつの方策と考えられることから、すでに厚生年金に加入している公選職の知事や市町村長と同様、地方議会議員の厚生年金への加入が可能かどうかについて議論されている。

しかしながら、地方議会議員の年金制度は廃止されたとはいえ、元議員等の既存支給者への公費給付は続いており、毎年多額の税負担となっている。その上に、地方議会議員の厚生年金加入となれば、厳しい財政状況にある都道府県に事業主負担という新たな税負担を生じさせることになる。

年金制度は国民全体の課題であり、地方議会議員も国民年金や厚生年金という多くの国民と同じ制度のもとにあるべきと考えるのが自然である。税金の使途について率先して厳しい立場で臨まなければならない地方議会議員について、かつて議員特権と批判され、すでに廃止された年金制度を形を変えて復活させるようなことは、批判的となるだけであり、到底国民の理解を得られるものではない。新たな税負担になるこの議員年金復活は、国民の判断を仰ぐべき事案であり、決して議員のみで決めるものではない。

よって、地方議会議員を特別に処遇するような、地方議会議員の厚生年金加入については断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【維新案】

議員の厚生年金加入(新たな税金負担)について

明確に「断固反対」!

自民党

税金負担について「反対していない」

(自民党)

特権的地方議会議員年金制度の復活に断固反対する意見書

地方議会議員の年金制度については、平成23年6月に廃止されたが、廃止法案審議における衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年程度を目的に、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされた。

この附帯決議を受け、国において、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材の確保にもつながっていく、ひとつの方策と考えられることから、すでに厚生年金に加入している公選職の知事や市町村長と同様、地方議会議員の厚生年金への加入が可能かどうかについて議論されている。

しかしながら、地方議会議員を厚生年金に加入させることは、厳しい財政状況にある都道府県に事業主負担という新たな公費負担を生じさせることにもなるため、制度面あるいは負担と給付の面における均衡にも十分配慮しながら、国民の理解が得られるよう、慎重に議論、検討していただくことが求められる。

年金制度は国民全体の課題であり、地方議会議員も国民年金や厚生年金という多くの国民と同じ制度のもとにあるべきと考えるのが自然であり、税金の使途について率先して厳しい立場で臨まなければならない地方議会議員について、かつて議員特権と批判され、すでに廃止された年金制度が復活するようなことがあっては、批判的となるだけでなく、到底国民の理解を得られるものではない。

よって、地方議会議員を特別に処遇するような、かつての「特権的地方議会議員年金制度」の復活については断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【自民案】議員の厚生年金加入

(新たな税金負担)について

反対していない!

【自民案】かつての議員年金(互助年金)復活など、国会では議論されていない。

府民を愚弄した「まやかし」!